

# 平成31年度 部活動指導方針

桑名市立明正中学校

## はじめに

- 本方針は、「国のガイドライン（H30.3）」「三重県部活動ガイドライン（H30.4）」の公表を受け、「桑名市部活動ガイドライン（H31.1）」をふまえて、本校の基本的な考え方や取り組みを示すものです。
- 部活動については、学習指導要領により学校教育の一環として位置づけられているが、社会・経済の変化や少子化の進展の中、部活動の在り方に関して抜本的な改革に取り組む必要があると国から示されています。

## 1 意義

- スポーツや芸術・文化等に親しむ能力や態度を育て、体力の向上や健康の増進、文化及び科学的素養の充実を図るとともに、異年齢集団による活動を通して、生徒の自主性や協調性・責任感・連帯感などを育成する。

## 2 ねらい

- スポーツや文化に親しみ、個性の伸長を図る
- 生徒相互の人間関係を深める
- 自主的・自立的活動の素地を養う
- 集団活動を通して、共に生きる力を育む

## 3 「ねらい」を達成するための手立てと留意点

- 桑名市教育委員会から、「自主自立」「有能感を持たせる挑戦」「量より質」「生徒・指導者・保護者での共有」「トップダウンからボトムアップへの転換」をキーワードに、生徒の主体性を大切にした部活動のために、「指導の質の転換を」大切にしていこうという方針が打ち出されています。
- 年度当初に「部活動指導方針」の確認を行い、全教職員の共通理解のもとに部活動を展開する。
- 部活動の目標や方針・活動内容については、部長を中心とした生徒による話し合い活動・ミーティングを重視し、できる限り生徒とともに確認やふり返しを行い、生徒自らが改善しようとする機会を大切にする。
- 学校組織内に部活動担当を置き、随時「部長会」を開催して、ふり返りに努める。さらに「学校長と部活動リーダーとの語る会」についても継続して開催する。
- 日頃から生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整え、生徒の生活状況の把握に努めるとともに、保護者や学級担任及び当該学年との連携を図り相互理解に努める。
- 部活動見学会や保護者懇談会を定期的に設けるなどして、部活動への理解と協力を得る。
- 暴力を伴った指導・体罰や各種ハラスメント等の禁止はもちろんのこと、指導中の言動には十分注意し、教職員間で気になることがあれば、指摘や助言がし合える関係組織を確立する。
- 顧問及び指導者の指導力向上に向けた研修を計画的に推進する。

## 4 本年度の部活動について

### (1) 本年度設置する部活動

【文化部】…吹奏楽 美術 家庭 【運動部】…軟式野球 サッカー ソフトボール（女子） 陸上競技  
水泳 バasketボール バレーボール（女子） 卓球 テニス

### (2) 設置基準

- 部の成立は5名以上とする。運動部活動については、各種目の大会参加資格を満たしている場合とする。
- 「設置」については、設備や環境、教職員の状況、将来の見通し等を考慮し、職員会議で協議のうえ決定する。また、廃止については、現部員の状況や下級生の状況等を十分配慮して職員会議にて決定する。

### (3) 顧問について

- 原則として複数の顧問を配置する。そのため、常勤の全教職員は、いずれかの部活動を担当する。
- 外部指導者：スクールサポーターについては、当該顧問との共通理解のもとに指導支援を行い、学校長の許可及び職員会議での承認を得る。

### (4) 活動について

- 活動は、顧問の直接指導・付き添いのもとに行うことを原則とする。
- 安全には十分配慮し、生徒の発達段階や健康状態に応じて、無理のない計画を立てて指導する。

- 早朝練習は7：30～8：10とし、顧問が不在の場合には活動しない。部員の登校時刻は、7：00以降とし、活動後は予鈴で部員が教室へ入れるよう指導する。
- 早朝や放課後に出張や急用で顧問が不在の場合は、他の教職員へ依頼ができれば活動することができる。
- 練習時間は、平日2時間程度、土日・休日は3時間程度とする。平日については日没時刻・通学時間から考えて、下記の時刻まで活動可とする。

	期 間	終了時刻	下校完了時刻		期 間	終了時刻	下校完了時刻
A	4月	5：30	5：45	F	11月～12月	4：30	4：45
B	5～8月	5：45	6：00	G	1月	4：45	5：00
C	9月	5：30	5：45	H	2月	5：00	5：15
D	～10月2週	5：15	5：30	I	3月	5：15	5：30
E	10月3週～	4：45	5：00				

(長期休業中や休日の下校完了時刻も上記と同様とする)

- 部活動についての在り方や働き方改革の観点から、週2日「(月)曜日と(土)・(日)曜日のいずれか」の休養日を設定する。
- 各種大会・試合・コンクール・遠征等で休日の全てを活動する場合には、休養日を他の「週」・「曜日」で確保する。
- 生徒の発達段階や健康状態に応じて無理のない範囲で活動し、大型連休や長期休業期間にはその意義をふまえ、ある程度まとまった休養日を設けるなど、生徒が家庭や地域で余暇を楽しむことができるように配慮し、生徒に十分な休養を与えるとともに指導者自身もリフレッシュする機会をつくる。
- 職員会議など全職員が参加する会議日については、放課後の部活動は行わない。

#### (5) 入・退部及び転部

- 入部については、強制ではなく「希望者」のみが一つの部活動に入部する「自由部活制」とする。
- 入部については、オリエンテーション、見学、仮入部期間、入部届の提出等、定められた手続きを行う。
- 転部・退部については、当該生徒や保護者との十分な話し合いを持ち、定められた手続きを行う。

#### (6) 活動時の諸注意

- 活動時の服装や更衣場所、部室の割当、カギ、ミーティングや昼食の場所、約束事については別途定める。また、運動部活の雨天時における校舎内での活動については、当該部活動の顧問間で調整し、安全面には十分配慮して行う。
- 定期テストの期間は、1週間前からテスト終了まで活動しない。ただし、大会・コンクール等と重なる場合は、全教職員で協議のうえ、参加人数・活動時間・内容等に配慮の上で活動することができる。
- 大会・コンクールへの参加・対外試合・練習内容や時間等、活動計画については、「月予定・案内文書」にて事前に知らせる。特に、校外での活動については参加方法の詳細など丁寧に伝える配慮をする。
- 対外試合等における集合・解散場所や移動手段については、安全面に配慮して無理なく設定し、顧問の自家用車等による送迎は原則行わない。
- 部活動の経費については、各部の予算の範囲内において行う。その上で、受益者負担の原則からある程度の保護者負担はやむを得ないが、必要最小限にとどめるよう運営の工夫に努める。

#### (7) その他

- 「各部活におけるの申し合わせ事項や指導方針」について、反省や振り返りが必要になった場合には、当該顧問及び部活動担当で協議する。